

# 日本パスポート保有者に対するビザ免除措置の再開について

2024年11月22日、中国外交部より日本パスポート保有者に対するビザ免除措置が2024年11月30日より開始されることが発表されました。（以下、「11月22日発表」とします。）日本パスポート保有者に対するビザ免除措置については、新型コロナウイルスの感染拡大にともない2020年3月に停止された状態となっていました（以下、「旧ビザ免除措置」とします。）が、今回の措置により事実上再開されることになりました。今回は、11月22日発表によるビザ免除措置を前提とし、日本人が中国へ渡航するにあたり必要となる出入国管理上の基礎知識について整理します。

## 1. 入国前の手続

中国への入国にあたっては、原則として事前に入国目的に基づいた『ビザ（査証）』の申請が必要となります。入国目的ごとのビザの種類は以下の通りとなります。なお、既に中国国内において『居留許可』を取得している場合には、改めてビザの申請は必要がありません。

### ◇入国目的とビザの種類（抜粋）

ビザの種類	入国目的	入国後の条件
L	観光	
M	商務・貿易	
F	交流、訪問、視察	
Z	就労	入国から30日以内に『居留許可』の申請が必要
S1	家族団らん、私的事務（長期）	入国から30日以内に『居留許可』の申請が必要
S2	家族団らん、私的事務（短期）	

## 2. ビザ免除措置

11月22日発表によるビザ免除措置では、上記の『ビザ（査証）』申請の例外として、日本の普通パスポート（一般旅券）保有者が、ビジネス、観光、親族知人訪問、交流訪問を目的として入国する場合に、入国からの滞在期間が30日以内であることを条件として、事前のビザ申請が免除されることとされています。

## 3. 入国と入国後の手続き

中国への到着後、入国にあたって入国審査が行われます。また、入国後は、入国から24時間もしくは48時間以内に臨時宿泊登記が必要となります。この登記は、入国するすべての外国人に対して義務付けられているため、『ビザ免除措置』や『居留許可』に基づく入国の場合であっても手続きが必要となります。

登記手続きは、宿泊場所を管轄する公安局の派出所にて行うこととされていますが、上海では、上海市出入国管理局のウェブサイトから登記手続きが可能となっており、派出所に出頭する必要はありません。また、宿泊場所がホテル等の宿泊施設の場合には、登記手続きは宿泊施設に対して義務付けられているため、個人が登記手続きを行う必要はありません。なお、臨時宿泊登記は、宿泊場所が変わるごとに手続きが必要となります。

### 4. ビザ免除措置に関する注意点

11月22日発表では、新型コロナウイルスの感染拡大により停止されている旧ビザ免除措置については触れられていません。そのため、形式的には旧ビザ免除措置の再開ではなく、11月22日発表に基づき新たなビザ免除措置が開始されたものと認識すべきかと考えられます。11月22日発表によるビザ免除措置では、適用範囲（免除対象となる入国目的）については旧ビザ免除措置との間に大きな差異はないものと考えられますが、2025年12月31日までという期限が設けられている点、滞在期間が30日以内とされている点で旧ビザ免除措置と異なる内容となっている点に注意が必要です。また、11月22日発表では、ビザ免除措置は日本を含む38ヶ国に適用される試行措置（暫定措置）であることが明記されており、今後の運用実績等を分析の上、2025年12月31日以降に改めて制度設計が行われることが前提となっているものと考えられます。

#### ◇旧ビザ免除措置と11月22日発表によるビザ免除措置の比較

	旧ビザ免除措置 (2020.03 に停止)	11月22日発表によるビザ免除措置
適用範囲 (対象となる入国目的)	入国目的が、特定(就労、取材等)の目的に該当しない入国	ビジネス、観光、親族知人訪問、交流訪問を目的とする入国
滞在可能期間	14日以内	30日以内
免除措置の期限	規定なし	2025年12月31日(試行措置)
適用をうける国	日本、ブルネイ、シンガポールの3ヶ国	日本を含む38ヶ国 (2024年11月30日現在)

#### (執筆者連絡先)

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成  
住所: 上海市長寧区延安西路1600号 禾森商務中心303室  
電話番号: +86-21-5237-6737  
E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>